



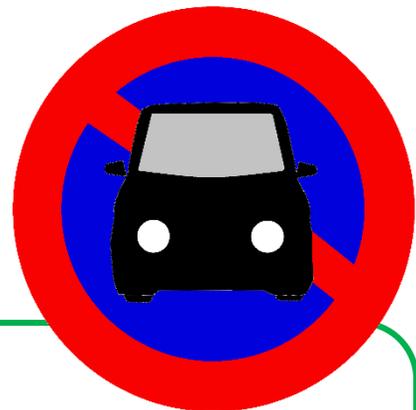
ら ぴ い 通 信



令和4年7月19日 第25号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線5034)

駐車違反して いませんか？



駐車違反は、

- ・緊急自動車の通行妨害
- ・他の車両、歩行者への迷惑
- ・施設等の出入りが困難
- ・死角が増える

など、円滑な交通の流れの障害となり、交通事故を誘発してしまいます！

路上駐車するのではなく、駐車場へ！

駐（停）車禁止標識がない場所でも、駐（停）車違反となる場合が多数あります。短時間であっても車は駐車場にとめましょう。



車に黄色のステッカーが取付けられていたら車の運転者が警察署等に出頭しましょう！

警察官等が放置駐車違反を認めた場合、その車両に「放置車両確認標章」という黄色のステッカーを取付けます。その車両を駐車した運転者は、速やかに最寄りの警察署や交番等に出頭してください。

※放置駐車とは・・・

運転者が、その車両を離れて直ちに運転することが出来ない状態で駐車をすることで、何分間停止していたかという停止時間の長短は関係ありません。

運転者が出頭しないときなどは、車の使用者の責任が追及されます！

駐車違反の責任は必ず追及されます！

※駐車違反に関するお問い合わせは岐阜県警察本部交通部交通指導課まで

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター

交通安全情報

